

長期優良住宅建築等計画の技術的審査及び

適合証の交付のご案内

長期優良住宅建築等計画に係る認定は所管行政庁が行いますが、所管行政庁への認定申請に先立って登録住宅性能評価機関が技術的審査を行い、その結果（適合証）を添付して所管行政庁に認定申請をすることができます。

当社ではこの技術的審査業務を下記の通り行います。

住宅性能評価と同時に申請いただければ大幅に審査が合理化され、申請書類が減り、審査期間が短縮され、審査料金が安くなります。

1. 業務の内容

- ・認定基準のうち、各所管行政庁が定める区分の技術的審査
- ・適合証の交付（各所管行政庁が定める区分についての適合を証明するもので、認定は所管行政庁が行います）

2. 業務区域・範囲

- ・大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県（各一部を除く）
- ・一戸建て住宅及び共同住宅等の新築住宅

3. 業務開始日

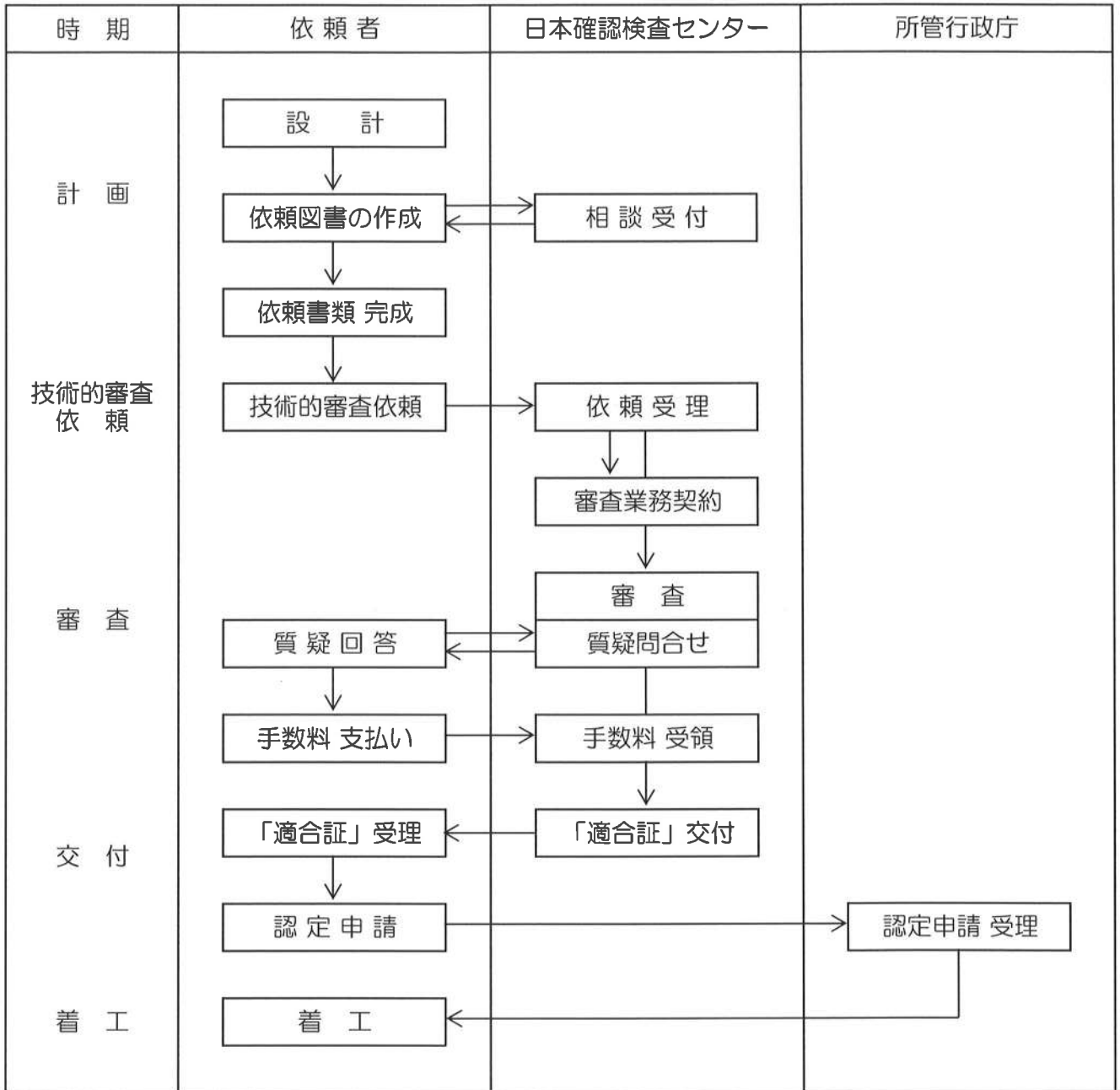
- ・平成 21 年 6 月 1 日より

4. 審査料

- ・当社手数料規定による

注・長期優良住宅の認定を受けると、住宅ローン減税（所得税、個人住民税）、固定資産税、登録免許税、不動産所得税の減税が減免されます。

業務の流れ



< 依頼図書の流れ（一般の流れ） >

